

佐賀県告示第 68 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課において縦覧に供する。

平成 27 年 2 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義



1 都市計画の種類

- (1) 鳥栖基山都市計画道路 3・3・103 号 久留米甘木線
- (2) 鳥栖基山都市計画道路 3・5・106 号 鳥栖駅本鳥栖線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 鳥栖基山都市計画道路 3・3・103 号 久留米甘木線

ア 追加する部分 鳥栖市古賀町字池ノ内、萱方町字隈、字前田及び字浅井、浅井町字浅井、神辺町字池田、字俵土手、字下川原及び字中川原、田代大官町字上天並びに田代外町字藪原地内

イ 削除する部分 鳥栖市古賀町字池ノ内及び字元古賀、萱方町字隈及び字前田、神辺町字池田、字俵土手、字下川原及び字中川原、田代大官町字上天並びに田代外町字藪原地内

- (2) 鳥栖基山都市計画道路 3・5・106 号 鳥栖駅本鳥栖線

ア 追加する部分 なし

イ 削除する部分 なし